第二節　漁獲・特定養殖共済（第四十四条―第五十六条の六）
第三節　養殖共済（第五十七条―第七十一条の二の二）
（削る）
第四節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（議事録）
第五条の二　組合の総会又は総代会の議事録は、次の事項を記載したものでなければならない。
一　開会の日時及び場所
二　組合員の総数又は総代の定数及び出席者の員数
三　議事の要領
四　議決した事項
五　賛否の数
（総代会の設置）
第五条の三　（略）
（創立総会の議事録）
第六条の二　創立総会の議事録については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員」とあるのは「組合員たる資格を有する者」と読み替えるものとする。
（組合の事業計画に記載すべき事項）
第八条　法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。
一　法第百四条各号に掲げる漁業に属する漁業の種類及び法第百十四条に規定する政令で定める養殖業に属する養殖業の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る生産金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数
二・三　（略）
（組合の設立の認可の要件に関する特例）
第九条　法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域（二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。以下同じ。）内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で次の各号のいずれかに該当するものの数がその都道府県の区域内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数の三分の一以上である都道府県の区域とする。
一　（略）

第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）
第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）
第四節　特定養殖共済（第七十一条の三―第七十一条の十二）
第五節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（新設）
（総代会の設置）
第五条の二　（略）
（新設）
（組合の事業計画に記載すべき事項）
第八条　法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。
一　法第百四条各号に掲げる漁業の種類並びに法第百十四条に規定する養殖業の種類及び法第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数
二・三　（略）
（組合の設立の認可の要件に関する特例）
第九条　法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域（二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。以下同じ。）内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で次の各号のいずれかに該当するものの数がその都道府県の区域内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数の三分の一以上である都道府県の区域とする。
一　（略）